

活動重点日

- 12月11日(水) 横断歩道おもいやりの日
- 12月12日(木) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止の日
- 12月13日(金) 飲酒運転根絶の日
- 12月16日(月) 高齢者交通安全呼び掛けの日
- 12月18日(水) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日



冬の交通事故防止対策について

◎歩行者の留意点

★ 夕暮れ時以降に外出する際は、LEDライトを携行し、反射材や明るい目立つ服装を着用しましょう。

◎車両運転手の留意点

- ★ 夕暮れ時以降、早めのライト点灯やハイビームを心がけましょう。
- ★ 急発進、急ハンドル、急ブレーキは厳禁です。
- ★ 大雪が予想される時は、チェーンを携行しましょう。
- ★ 早めのタイヤ交換で、積雪・凍結路面に備えましょう。
- ★ 車間距離を十分にとりましょう。

◎高速道路を走行するときの留意点

★ 冬用タイヤを装着、又はチェーンを装備して走行しましょう。



交通安全きらめき作戦実施中

- ◎ 歩行者の方は、LEDバンド・ライト・ウォーキングライト等「きらめき用品」を着装して、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- ◎ ドライバーの方は、自動車の早めのライト点灯、上向き下向きライトのこまめな切替えをして、歩行者を早期に発見しましょう。



～反射材・LEDライト等を活用しよう!～



令和6年 北陸三県統一
年末の交通安全県民運動

富山県推進要綱

期 間 12月11日(水)～12月20日(金)
スローガン ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路



富山県交通対策協議会・富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動重点

- 1 高齢者の交通事故防止 (北陸三県統一重点)
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の目的



年末は、降雪・凍結等による道路環境が悪化する中で、気ぜわしさもあって、交通事故が多発する傾向にある。また、飲酒の機会も増えることから、交通ルールの遵守とマナー向上を呼び掛けることにより、県民の交通安全意識を高め、交通事故の防止を図る。

重点1 高齢者の交通事故防止（北陸三県統一重点）

1 高齢運転者の交通事故防止

- ① 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育と広報啓発の推進
- ② 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポート車限定免許制度についての広報啓発の推進
- ③ 安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080）の積極的な周知と利用促進
- ④ 運転免許証の自主返納制度と各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

2 高齢者と子どもを始めとする歩行者の安全の確保

- ① 安全な行動を実践するための交通安全教育と広報啓発の推進
- ② 歩行者に対する基本的な交通ルールの周知とハンドサインの実践
- ③ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ④ 横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守と歩行者等保護の徹底
- ⑤ 子ども・高齢者・障害者を始めとする歩行者に対する保護意識の向上



重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

1 夕暮れ時以降の交通事故防止

- ① 夕暮れ時と夜間に発生する交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育の推進
- ② 夕暮れ時における自動車や自転車前照灯の早めの点灯の励行
- ③ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進

2 歩行者の交通事故防止

- ① 全ての年齢層を対象とする反射材用品・LEDライト等の視認効果等の周知と自発的な着用の促進
- ② 歩行者に対する基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知及びハンドサインの実践
- ③ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

3 3up運動の実践

マナーup

交通ルールをしっかりと守って相手を思いやる

道路は車だけでなく、歩行者や自転車も利用します。制限速度等のルールを守り、一人ひとりが周りの歩行者などに優しい思いやり運転を心がけましょう。

チェックup

車、自転車、人の動きをしっかりと確認する

横断歩道の手前での歩行者の有無の確認や、交差点での安全確認を確実に行きましょう。

ライトup

自らの存在をしっかりとアピールする

早めのライト点灯とこまめなライトの切り替えを行いましょう。反射材の着用やLEDライトの使用等により、自分の存在を知らせましょう。

運動の進め方



各推進機関・団体等は、相互に連携を図るとともに、それぞれの家庭、地域、職場及び学校等において実情に応じた活動を推進し、県民をあげての運動となるよう努める。

重点3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

1 飲酒運転の根絶

- ① 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進
- ② 「飲酒運転を絶対にしない!させない!」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- ③ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- ④ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底



2 妨害運転等の防止

- ① 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- ② 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

3 全座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート使用の義務や効果等の理解促進
- ② シートベルトの正しい着用方法とチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底

重点4 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- ① 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性とその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ② 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付け促進
- ③ 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底の促進
- ④ 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ⑤ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進



2 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知

- ① 「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法等の周知と遵守の徹底の促進
- ② 交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底の促進
- ③ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（令和6年11月1日施行された、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設及び令和8年5月23日までに施行予定の自転車に対する交通反則通告制度）についての周知



3 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ① 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底
- ② 被害軽減のための乗車用ヘルメット着用の徹底
- ③ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発の推進